

令和元年度事業報告

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営を図るとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際協力事業、出版事業、広報事業など社会的ニーズに即応した事業を積極的に実施した。

I 電子マニフェスト事業

1. 電子マニフェスト加入者数及び年間登録件数

令和元年度末現在の電子マニフェスト加入者数は240,099者、年間の登録件数は前年度比8%増の約3,130万件（電子化率63%）となった。

年度	区分	加入者数						電子マニフェスト 年間登録件数	
		排出事業者				収集運 搬業者	処分 業者		合計
		A料金	B料金	C料金	計				
平成30年度 実績		3,530	24,315	163,738	191,583	19,581	8,846	220,010	28,964,671 (58%)
令和 元年度	計画	3,600	27,300	177,100	208,000	20,800	9,100	237,900	31,200,000 (62%)
	実績	3,615	28,399	177,909	209,923	21,063	9,113	240,099	31,304,330 (63%)

2. 電子マニフェスト普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、多量排出事業者への普及促進に取り組むとともに、関係業界団体等と連携して重点普及対象への普及活動のほか、以下の事業を実施した。

(1) 重点普及対象への普及活動等

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に対する電子マニフェストの義務化（令和2年4月1日施行）に適切に対応するとともに、産業廃棄物の排出量が多い種類（汚泥、がれき類）において、電子マニフェストの利用割合が比較的少ない下水道業（汚泥）、建設業（がれき類）の普及促進を図るため、関係業界団体等と連携して普及促進に精力的に取り組んだ。

(2) 電子マニフェスト導入説明会の開催

国、地方公共団体や業界団体と連携するとともに、（公社）全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会に委託している運用支援事業を活用した全国的な電子マニフェスト導入説明会を積極的に実施した。

1) 導入実務研修会	38回	1,569名
2) 操作体験セミナー	139回	2,232名
3) 地方公共団体等と連携した説明会（講師派遣）	132回	

(3) 広報活動

1) 電子マニフェストシステムの基本操作や現場登録支援機能（排出事業者が排出現場でスマートフォンやタブレットを利用してマニフェスト情報の登録等ができる機能）の操作方法や電子マニフェストの導入が進んでいない地方ゼネコン向けのビデオを作製し、ホームページに公開した。

2) リーフレットの配付、新聞等出版物等による広報活動を実施した。

(4) 利便性向上のための電子マニフェストシステムの機能強化

1) 平成30年度に開発した電子マニフェストシステムの現場登録支援機能の運用を開始した（令和元年7月）。

2) 廃棄物分類コードに事業系一般廃棄物を追加した（令和2年1月）。

3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理及び次期システム更新

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化することで侵入の防御を行い、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持した。

また、電子マニフェストシステムの次期システム機器更新（令和3年1月予定）に向け、さらに高度化、多様化するニーズに対応するとともに、一層の安全・安定運用の確立を目指し、同システムの再構築の検討を行い、再構築業務を開始した。

4. 環境省受託事業（資料5）

環境省より「電子マニフェスト普及拡大事業」を受託し、以下の事業を実施した。

(1) 電子マニフェストシステムの機能強化

平成30年度に開発を行った現場登録支援機能について、収集運搬業者が仮登録した情報に、収集運搬業者、処分業者が事前に処理終了報告ができる機能を追加開発した。

また、電子マニフェストシステムには、年間3,000万件を超える産業廃棄物排出・処理データが蓄積されることから、このビッグデータの利活用を進めるため、データを集計・分析するための機能を構築した。

(2) 電子マニフェスト普及啓発事業

1) 電子マニフェスト導入説明会

電子マニフェスト使用義務化の対象となる特別管理産業廃棄物多量排出事業者を中心とした電子マニフェスト制度等に関する説明会を20回（20府県各1回開催、参加者数：881名）、操作に関する説明会を10回開催した（5都県各2回開催、参加者数：141名）。

2) 広報啓発用パンフレットの作成等

平成30年度に開発を行った現場登録支援機能を普及啓発するため、パンフレットを作成し、都道府県・政令市、業界団体等に配布した。

3) 業種別事例集の作成

電子マニフェストの活用を含め、産業廃棄物の適正処理に関する優良な取組を行っている排出事業者の業種別事例集をとりまとめるため、有識者、関係業界の代表者、自治体、処理業者の協力を得て、業種別事例集策定委員会を開催し、事例集の構成や活用方法等を検討し、作成作業を行った。令和元年度は、化学工業について取りまとめた。

5. 電子マニフェスト情報の有効活用の検討

電子化されたマニフェスト情報をビッグデータとして、循環型社会の形成に向けて役立つなど幅広く活用することを目指し、電子マニフェスト情報の集計・解析結果の提供、マニフェストの記載事項等、電子マニフェスト情報の有効活用の検討に積極的に取り組んだ。

6. 電子マニフェストの利用促進

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、大会期間中の廃棄物管理に電子マニフェストが有効利用できるよう協力を進めた。

7. 情報処理センター業務規程の見直し及び課金請求システム構築の検討

電子マニフェスト情報の利活用を明確化するとともに、電子マニフェスト加入者の費用負担の適正化を図る観点から、情報処理センター業務規程の一部変更（附帯業務の追加及び利用料金の一部改正等）を行った。

また、加入者の増加に伴う請求業務の負担を軽減し、適切に利用料金の徴収・管理が行えるようシステムの構築の検討を行った。

II 教育研修事業

1. 講習会事業

(1) 講習会

廃棄物処理法の関係規定に対応する講習会として、以下の講習会を（公社）全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会並びに（公社）日本医師会との連携のもとに実施した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため大規模なイベント等の自粛が要請されたことに鑑み、令和2年3月に開催する特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（9回）を取り止めた。

- 1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）
（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。）

- 2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者講習会（以下「特管責任者講習会」という。） 2 課程
- 3) P C B 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「P C B 講習会」という。）

1 課程

(2) 講習会の開催実績

1) 新規講習会	133 回	14,162 名
2) 更新講習会	175 回	21,044 名
3) 特管責任者講習会	112 回	15,508 名
4) P C B 講習会	6 回	411 名
計	426 回	51,125 名

(3) 委員会

講習会を適切に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」、修了試験問題に関する事項を審議する「講習会試験委員会」を各 2 回、「医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会テキスト作成・試験委員会」を 1 回、「P C B 講習会テキスト作成・試験委員会」を 1 回開催した。

(4) W e b による受講申込みの普及拡大

W e b による受講申込者の受講料の値引きを実施し、その普及拡大を図るとともに、令和 4 年度からの W e b 申込み一本化に向けて、運用方法やシステム改善等を検討している。

(5) 労働安全衛生の向上及び講習会カリキュラムの検討

産業廃棄物処理業の労働災害の防止及び安全衛生の向上に資するため、テキストに沿った視聴覚教材（ビデオ）を作成し、講習会やホームページ等で広く周知した。

また、更新講習会においても安全衛生を講義科目に加えるなど令和 2 年度以降の講習会カリキュラムの見直しを「講習会検討委員会」を設置して検討した。

(6) 講習会受講料の改定

令和元年 10 月の消費税率引上げに際しては受講料を据え置くこととしたが、消費税率引上げを考慮し、令和 2 年度の受講料の見直しを行い、改定することとした。

2. 研修事業

排出企業を対象にした「産業廃棄物マネジメント研修会～廃棄物処理の基礎から実務まで～」を 15 回実施した。そのうち 6 回は、業種に特化した研修会として、建設業（4 回）と環境省事業の優良事例集を活用した食品関連産業（2 回）に特化した研修会を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため大規模なイベント等の自粛が要請されたことに鑑み、令和 2 年 3 月に開催する研修会（2 回）を取り止めた。

また、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に携わる処理業者等を対象にした「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」を1回実施した。

III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた評価基準に基づいた評価を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施した。

評価実績：新規 1社 1製品、更新 4社 7製品（累計：11社 42製品）

IV 調査事業

1. 受託調査等事業

- (1) 環境省より、「業種別事例集作成業務」を受託し、産業廃棄物の適正処理に関する化学工業向けの事例集を策定した。
- (2) (公財)在宅医療助成勇美記念財団からの助成研究「在宅医療廃棄物の処理に関する調査」(代表研究機関：近畿大学医学部)に、昨年度から引き続き共同研究者として参画した。

2. 自主調査事業

電子マニフェストの普及促進のための調査、新型コロナウイルス対策に関する調査など国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報収集・解析を行った。また、調査事業の内容については、学会等を通じて広く情報提供を行った。

V 国際協力事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物管理や電子マニフェストシステムに関する情報の収集・提供、3Rの国際推進に協力する活動を行った。

(1) 日本・韓国・台湾ネットワーク会議

令和元年10月24日に日本(大分県)で開催予定であった第7回日韓台ネットワーク会議は、韓国の参加が難しいことから中止となった。

(2) 政府の関係事業への協力等

関係団体等との連携を図りつつ、環境インフラの海外展開事業等に協力した。

VI 広報事業

1. JW懇話会

JWセンターの関係者間の情報交換を進めるための「JW懇話会」を実施した。

「循環型社会の構築に向けた課題と展望」(令和2年2月12日)

中部大学経営情報学部教授 細田 衛士

2. 機関誌の発行

JWセンターの機関誌を発行した。

- (1) 発行 季刊（年4回）
- (2) 発行部数 各号 2,300部（冬号3,800部）
- (3) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

3. 書籍の出版等

廃棄物処理に関する書籍の企画、編集、出版、販売協力を行った。

- (1) 廃棄物処理法令（三段対照）・通知集（令和元年版）（令和元年5月発行）
- (2) 建設廃棄物適正処理マニュアル（平成23年7月発行）

4. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、教育研修事業などJWセンターの活動等について、ホームページによる情報提供を行った。また、JWセンターの各事業の利用者等に対するメールマガジンの配信（年24回、配信数 約13万件/回）を行った。

VII その他の公益事業等

1. 全国大会の開催

産業廃棄物関係三団体の共催による全国大会を開催した。

- (1) 名称 「第18回 産業廃棄物と環境を考える全国大会」
- (2) 期 日 令和元年11月15日（金）
- (3) 場 所 ホテルオークラ神戸（兵庫県神戸市）
- (4) 主 催 （公社）全国産業資源循環連合会
（公財）産業廃棄物処理事業振興財団
JWセンター
- (5) 参加者数 557名

2. 産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えん

廃棄物処理法第13条の15第1項に基づき設けられている産業廃棄物適正処理推進センター基金に、環境大臣からの令和元年度出えん要請に基づき、出えんを行った。

3. JWセンターの業務・情報システムの再構築

講習会業務の管理を主とした「管理システム」をはじめとするJWセンターの業務・情報システムの再構築の検討を行った。

また、新しいウェブコンテンツ技術を使用して、主事業である「電子マニフェスト事業」と「教育研修事業」を軸に、ホームページのデザインやサイトマップ等を再構築し、使いやすく分かりやすくするため、ホームページのリニューアルを行った（令和元年5月27日）。

4. 情報セキュリティ対策の充実強化

JWセンターのより一層のセキュリティ対策の充実強化を図り、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格であるISO 27001（平成31年3月29日認証取得）の実践・維持向上に努めた。

VIII その他

1. 就業規則等の改正

適正かつ円滑な労働時間等の管理や実態に即した運用とし、労働条件通知書の交付等を追加するなど、より明確化を図るため、就業規則、給与規程の一部改正を行うこととした（令和2年4月1日適用）。

2. 財政基盤の強化

(1) 電子マニフェストシステム機器更新積立資産

令和3年1月（令和2年度）に予定されている電子マニフェストシステムの次期機器更新に備えるため、資産取得資金である電子マニフェストシステム機器更新積立資産に1.75億円を積み立てた。

(2) 基幹システム構築積立資産

令和元年度から令和3年度にかけて実施する講習会業務の管理を主とした「管理システム」の再構築などJWセンターの基幹となるシステムの構築・改良に備えた資金を確保するため、資産取得資金である基幹システム構築積立資産に3.5億円を積み立てた。

3. 消費税率改正の対応

消費税法改正による消費税率の引上げ（8%→10%：令和元年10月1日適用）に伴うJWセンターが設定する料金等について、下のとおり対応した。

(1) 新税率を適用し料金を変更したもの（税抜き料金は変更なし）

- 1) 電子マニフェスト利用料金
- 2) 書籍

(2) 現行の税込み料金を据え置いたもの（税抜き料金を値下げ）

- 1) 講習会・研修会の受講料及び付帯業務に係る手数料
- 2) 感染性廃棄物容器評価の評価料金

4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応

JWセンター「危機管理対策検討会」において、当面の方針（不要不急の会議・研修会・説明会等の中止・延期）を決定し、以下のとおり対応した。

(1) 電子マニフェスト事業

1) 電子マニフェストシステムの運用

運用に特に影響を及ぼさないが、安定し運用を維持するための対策を検討した。

2) 導入実務説明会等

3月に開催する説明会(21回)を中止した。

(2) 教育研修事業

1) 産業廃棄物処理業の許可に関する講習会(新規・更新)

許可申請等を考慮し、次の対応をしつつ開催した。

- ・許可の期限により受講日程の変更が可能な方に4月以降の受講を誘導
- ・受講の際には、マスクの着用や小まめなうがいと手洗いの協力を依頼

2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

3月に開催する講習会(9回)を中止した。

3) 研修会

3月開催する研修会(2回)を中止した。

4) その他

講習会の中止や延期に伴う業許可期限等の取扱いについて環境省と協議した。

(「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会等の中止・延期に伴う更新許可事務の留意事項について」の事務連絡の発出)

(3) JWセンター全体

1) 会議、委員会等

必要最低限の会議等の開催とした(会食は中止)。

2) 時差出勤等

感染拡大の恐れのある期間の時差出勤を実施し、在宅勤務の実施に向けた検討を行った。

3) その他

職員への感染症に係る留意事項等を周知するとともに、関係機関等(環境省、地方公共団体、業界団体、業務委託業者等)との連携・情報共有を行った。